

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十四号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十一条第三項中「(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。)」を削る。

第二十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第三十条の三第三項中「場合を除く。」の下に「又は第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)」を加える。

第三十条の十五中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第三十一条の四第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第三十一条の十四第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等(」に、「(同法その他)」を「のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。))並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。))及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他)」に、「を除く。)」については、当該事業者」を「以外のものをいう。)」については、当該事業者」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第六条中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。))又は証券投資信託」に改め、同条第一

号中「剰余金の分配」の下に、「金銭の分配」を加える。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第二十七条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年埼玉県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「行う課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。)並びに」を、「行った課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例第三十一条の十四第一項の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六項の規定 平成二十七年十月一日

二 第一条中埼玉県税条例第二十二条第二項及び第三十条の十五の改正規定並びに同条例附則第六条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十八年一月一日

三 第一条中埼玉県税条例第十七条の改正規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の施行の日
(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)第二十二条第二項の規定は、平成二十八年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三十条の十五の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下「地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地

方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4 改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

5 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

6 改正後の条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

7 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった第一条の規定による改正前の埼玉県税条例（附則第九項において「改正前の条例」という。）附則第十七条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

8 次の各号に掲げる期間内に、改正後の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、改正後の条例第三十三条の四の規定にかかわらず、当

該各号に定める税率とする。

- 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
 - 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
 - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円
- 9 平成二十八年四月一日前に改正前の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等（改正前の条例第三十三条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第三十三条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 10 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する紙巻たばこ三級品で同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する紙巻たばこ三級品で同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。附則第十四項において「施行規則」という。）で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。
- 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数
 - 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - 三 その他参考となるべき事項

11 附則第九項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に

係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

12 附則第十項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日まで、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

13 附則第九項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の六、第三十三条の九の二第一項及び第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第三十三条の九の二第一項の規定の適用については、同項中「第三十三条の七第一項から第三項まで」とあるのは「埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十四号）附則第十項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成二十八年五月二日」とする。

14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

15 附則第九項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に限り、改正後の条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第十項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

一 附則第十項の規定により提出された申告書の受理に関する事務

二 調査に関する事務

三 催告（地方税法等改正法附則第十二条第七項の規定により適用される地方税法第七十四条の二十五第一項の規定による督促を除く。）に関する事務

16 平成二十九年四月一日前に改正後の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（改正後の条例第三十三条の五第

一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。附則第十八項及び第二十項において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

17 附則第十項から第十五項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項の規定により	附則第十六項の規定により
	附則第十四項	附則第十七項において準用する附則第十四項
平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日	
附則第十項第二号	前項	附則第十六項
	附則第九項	附則第十六項
附則第十一項	前項	附則第十七項において準用する前項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
附則第十二項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
	附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項
平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日	

附則第十三項	附則第九項	同項から	附則第十項	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日	附則第十六項	同項及び附則第十七項において準用する附則第十項から
附則第十四項	附則第九項		附則第十六項	平成二十八年四月一日	平成二十九年四月一日	附則第十七項において準用する附則第十項	
附則第十五項	附則第十項	、 附則第十項	附則第十六項	、 附則第十項	、 附則第十項	、 附則第十項	、 附則第十項
附則第十五項	附則第十項	、 附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項	、 附則第十項	、 附則第十項	、 附則第十項	、 附則第十項
附則第十五項	附則第十項	、 附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項	、 附則第十項	、 附則第十項	、 附則第十項	、 附則第十項

18 平成三十年四月一日前に改正後の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は

同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

19 附則第十項から第十五項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項の規定により	附則第十八項の規定により
附則第十四項		附則第十九項において準用す

20 平成三十一年四月一日前に改正後の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

21 附則第十項から第十五項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項		附則第十項第二号		附則第十項第二号	
前項の規定により	附則第十四項	平成二十八年五月二日	前項	附則第九項	前項
附則第二十項の規定により	附則第二十一項において準用する附則第十四項	平成三十一年四月三十日	附則第二十項	附則第二十項	附則第二十一項において準用する前項
			附則第二十条第四項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
			附則第五十二条第二項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項
			附則第十項	附則第十項	附則第二十一項において準用

第一号 附則第十五項	附則第十五項			附則第十四項	附則第十三項					
	附則第十項	、 附則第十項	平成二十八年四月一日	附則第九項	附則第九項	平成二十八年五月二日	附則第十項	同項から	附則第九項	平成二十八年九月三十日
附則第二十一項において準用する附則第十項	、 附則第二十一項において準用する附則第十項	平成三十一年四月一日	附則第二十項	附則第二十項	平成三十一年四月三十日	附則第二十一項において準用する附則第十項	同項及び附則第二十一項において準用する附則第十項から	附則第二十項	平成三十一年九月三十日	する附則第十項